

令和4年3月4日

私立保育所等保護者様

野田市児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症予防のための登園自粛要請に
ご協力いただいた場合の保育料の返還方法等について

野田市の登園自粛要請期間に、家庭内保育にご協力いただく全ての方は、「新型コロナウイルス感染症予防のための保育所等利用休止申告書（野田市が登園自粛要請をしている場合）」（以下「休止申告書」といいます。）に必要事項を記入し、在籍する保育所等に提出してください。

- 1 **休止申告書提出期間** 令和4年1月21日（金）から3月31日（木）まで
※原則として、登園自粛にご協力いただける初日までに提出してください。
（例）令和4年1月24日（月）から登園自粛する場合、1月24日（月）までに提出。
 - 2 **休止申告書提出先** 在籍する保育所等
 - 3 **保育料返還等手続きについて**
上記1の期間に「休止申告書」を提出し、登園自粛にご協力いただいた保護者で保育料がかかっている方については、翌月上旬に在籍する保育所等を通じて配布する「返還等申請書」を提出いただくことにより、登園自粛実績に応じて保育料を日割計算し、給食費を減額したうえで、翌月末までに返還等（同一年度内の保育料等への充当、又は保護者の口座への振込）をいたします。
 - ・ 1月登園自粛分提出期限：2月9日（水） ※未提出の方は至急提出してください。
 - ・ 2月登園自粛分提出期限：3月9日（水）
 - ・ 3月登園自粛分提出期限：4月8日（金） ※令和3年度分の最終提出期限
(過ぎた場合は原則返還ができませんのでご注意ください。)
- (1) 野田市による登園自粛要請期間（令和4年1月21日から3月31日まで。ただし、上記期間以外でも、在籍する保育所等での感染者判明等により、当該園について登園自粛している期間を含む。）が返還の対象であり、それ以外の期間においては、子どもが感染、感染の疑い、濃厚接触している等の事由で登園を自粛する場合は、別途「新型コロナウイルス感染症予防のための保育所等利用休止申告書（保育所等は開所しており、野田市から登園自粛要請はしていないが、子どもが感染、感染の疑い、濃厚接触している場合）」に必要事項（病状、受診機関等）を記載し、提出する必要があります。
 - (2) 1日からでも申請可能です（新型コロナウイルス感染症予防のための特例）。
 - (3) もともと登園予定でなかった日（勤務不要日）は返還の対象とはなりません。
 - (4) 返還額は、法令・要綱に規定する日割計算の方法により算定します。
 - (5) 保育料等に未納がある場合は、日割計算はいたしますが、返還等の対象外となります。
 - (6) 認定こども園、地域型保育事業（事業所内保育所等）については、保育料を園で徴収しているため、日割計算は市で行いますが、返還等は園で行います。
 - (7) 給食費については、在籍する保育所等にお問い合わせください。

問い合わせ先 野田市児童家庭部保育課 電話：04-7123-1299